

糸魚川市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

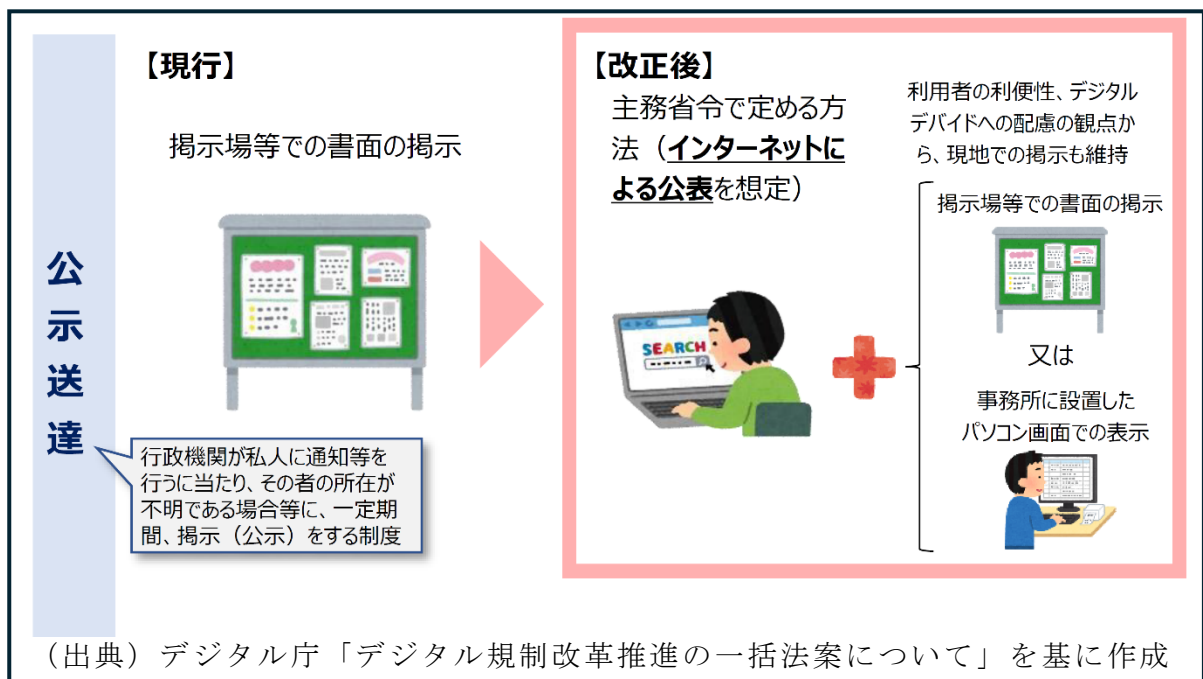
デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）の施行による行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）の一部改正を踏まえ、聴聞等の通知に係る公示送達の方法を変更するため、糸魚川市行政手続条例（平成17年糸魚川市条例第13号。以下「条例」という。）の一部を改正する。

1 改正内容

聴聞及び弁明の機会の付与^(※)の通知に係る公示送達について、行政手続法と同様に、インターネットを利用する方法により行うとともに、書面を掲示場に掲示する方法又は公示事項を市の事務所に設置したパソコン等の画面に表示する方法により行うこととするよう改める。

※聴聞及び弁明の機会の付与

いずれも、不利益処分の名宛人となるべき者に対して、不利益処分をする前に意見陳述の機会を付与する手続



2 法と条例の関係

地方公共団体が行う処分等のうち、条例等に基づくものについては、法の適用が除外され、代わりに、法の趣旨にのっとり必要な措置を講ずる努力義務が課されている。

当該努力義務を受け、市では、法と同様の規定を定めた本条例を制定している。

3 施行期日

公布の日